

会 議 記 録

会議名 学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会

開催日 令和7年10月2日(木) 開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時51分

出席者 委 員 委員長 内 海 まさかず

小 平 啓 佑 大 浦 兼 政 針 谷 育 造

青 木 一 男 天 谷 浩 明 広 瀬 義 明

氏 家 晃 白 石 幹 男 関 口 孫 一 郎

議 長 梅 澤 米 満

副 議 長 大 谷 好 一

欠席者 委 員 松 本 喜 一

事務局職員 事務局長 森 下 義 浩 課 長 野 中 繭 実 子

係 長 小 林 康 訓 主 任 齊 藤 千 明

学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会議事日程

令和7年10月2日 午後2時開議 全員協議会室

日程第1 資料の分析について

日程第2 調査方法の整理について

◎開会及び開議の宣告

○委員長（内海まさかず君） ただいまの出席委員は10名で、定足数に達しております。

ただいまから学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会を開会いたします。

（午後 2時00分）

◎諸報告

○委員長（内海まさかず君） 議事に入る前に申し上げます。

本委員会は原則公開といたします。ただし、個人情報や名誉に関わる調査等を行う場合においては秘密会とすること。証人が証言しやすい環境づくりが必要な場合などにおいては傍聴を制限する、また傍聴者の退場をお願いすることがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、先日追加資料を配付しておりますが、本件に関わる資料は100条調査を行うために提出いただき、本市議会でお預かりしているものであります。したがって、資料を外部に出したり、閲覧させたりすることがないように、その取扱いについてはご注意願います。特に税務情報や個人情報、企業の技術、ノウハウなどが含まれる資料につきましては、その取扱い及び会議におけるご発言にご留意いただきますようお願いいたします。

◎議事日程の報告

○委員長（内海まさかず君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎資料の分析について

○委員長（内海まさかず君） 日程第1、資料の分析についてを議題といたします。

9月29日に追加資料を皆様に配付しております。まず、追加資料の分析をしたいと思えます。何かご意見等がありましたらご発言お願いします。発言は着座で許可いたしますので、指名されたら発言をお願いいたします。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） お世話になっております。副委員長の大浦でございます。日程第2の調査方法の整理についてにもかぶってくるかもしれませんが、やはり今回の黒塗りでなくなったことにより、金額等がはっきりと分かるようになりました。ただし、我々も専門家ではない以上、どうしてもこの金額が妥当であるのか、また一式というものが多過ぎることにより、何をやったのかが分からないという状況でございます。そういった意味では、今回黒塗りがなくなったことはありがたいことなのですが、それを分析するにはどうしたらいいのかというのは皆さんとお話をしたいとは

思っています。それについてのお考えをお聞かせください。

- 委員長（内海まさかず君） 皆様、どのようにしたらよろしいかなというふうに思うのですけれども、ここで取りあえず気づいたことを言っていたいただいても構いません。その後、そのことについてどうしていくかというものも検討していきたいと思えます。

今の段階だと、前回からは黒塗りが取れた資料が出ていますので、その中で気づいたこととか、そういうものがありましたらご発言をお願いいたします。

大浦副委員長。

- 副委員長（大浦兼政君） 私からの提案でございしますが、先ほど資料の取扱いについてご説明を受けたばかりなのですが、百条委員会として信頼できる方にこちらのほうを確認していただき、この見積りの妥当性について確認していきたいのですが、それは可能なのでしょうか。

- 委員長（内海まさかず君） それをしないと分からないものね。それをしない限り、これが妥当かというものは判断はできないと思えます。我々の感覚だけではできないと思えますので、専門家の方をお願いをするというものは我々の調査の中でできるものだと思います。またしていかなければならないでしょう。その際には、先ほども言いましたけれども、この資料の出し方というものは、個人で出されるのではなくて、委員会の議決を経た後でお願いしていくという形になると思えます。

大浦副委員長。

- 副委員長（大浦兼政君） 実質これは議員が関わっているということでございしますので、議会人でするので、その方の説明も必要だと思えますが、いかんせん担当課から工事をされていない箇所もあるというふうには発表されました。それが正式な見解と捉えておりますが、まずはどのような工事をしたのかということとその議員から聞いた上で進めていかないと、本当にどの部分が工事をしてあって、していなかったのか、そこに問題があるのかないのかななども含めて聞いていかないと、単純に金額が羅列されたもの、業務が違う我々からするとやはり判断できませんので、いろんなところを詰めていきたいとは思っております。

- 委員長（内海まさかず君） それは非常に重要なところですので、一応行政の調査において不適切というか、不当というか、そのような工事があったというものは公表されて、返還も命じられていますので、その内容について工事を行った人から聞くというのは非常に問題ないのかなというふうに思えます。この委員会に呼んで聞くという方向もあると思えますので、これは最後に証人尋問等のときに行いたいと思えますので、皆様の、後で議決を得たいと思えます。

白石委員。

- 委員（白石幹男君） そういう工事の内容を精査するというのは必要だと思いますけれども、順番的に言って我々も現場を一度見て、そのとき専門家が入るかどうかはいずれにしても、あと行政側の担当した職員にも来てもらって、ここが工事やっていたよとか、そういう説明も受ける必要があるのではないかなと、その上で関係した議員にも聞くというような順番がいいのかなという

感じはするのですけれども。

○委員長（内海まさかず君） そうですね。そのほうがより理解がされやすいのかなというふうに思います。このことについても後ほど、担当職員を呼ぶということが必要になりますので、議決を得たいと思います。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 今の白石委員のおっしゃられた流れでいいかと私も思うのですが、実際工事を行ったのは株式会社シンアイという法人でありまして、議員はその代表取締役を務めているところで、法人格を持ったシンアイさんが工事を請け負っているのです、その辺で証人として株式会社シンアイの代表者という形で代取である川田俊介さんを招致するのか、それとも株式会社シンアイさんのほうで代取にかかわらず、この件に関して詳しい方というか、そういった方をシンアイさんが出してくるのを認めるのかどうかとか、その辺というのはどうなのですか。

○委員長（内海まさかず君） たしか法人を呼ぶ場合は、法人は呼べないので、その代表者を呼ぶことになると思います。

○委員（氏家 晃君） では、法人の代取として。

○委員長（内海まさかず君） そうですね。

○委員（氏家 晃君） 法人の代取として、この調査特別委員会のほうから代表取締役川田さんを喚問しますという形で。

○委員長（内海まさかず君） 手続的にはそうなります。

○委員（氏家 晃君） 承知しました。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 前回資料の開示ということでお願いした中で、令和7年8月6日、子育て総務課801の資料の中で、後ろのほうにあります子育て総務課801です。当初の資料です。その中の行政側が調査したことによって発覚した不正額、これも黒塗りになっていたもの、金額を開示したものをいただきたいということでお願いしてあったのですが、新しく頂いた資料、ちょっとどこにあるかがこれが見分らないのですが、これはちなみにどこに入っているのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 少々お待ちください。これはまだ。

○委員（広瀬義明君） まだ出ていないのでしたっけ。

○委員長（内海まさかず君） 一応つづられたものの中にこの文章がありますよという請求した項目がありますので、新しい中ではないですね。ということは、文書請求をすることになると思います。

○委員（広瀬義明君） では委員長、この文書についても追加請求をぜひお願いしたいと思います。これはもう既にいわゆる不正受給というのが明らかになったものの代表例でございますので、まずはそこから請求していく必要もあるのではないかと思いますので、早急な手配をお願いできればと思います。

○委員長（内海まさかず君） 文書の追加請求というものは行っていきたいと思います。また後ほど行いたいと思います。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 頂きました新しい資料、前回はそうだったのですが、基本的に振り込みされた証明書である振込書が添付されているものと手書き等を含めた領収書で済ませているところと2種類ございます。この領収書に関しては、収入印紙がないようですが、これは市ではなくティ・エイチ・エスが企業に依頼したものであるならば、民間同士なので収入印紙の貼付というのは必要なのではないのかなと思うのですけれども、そこについて。それともう一つ、振込証明書がないものに関して、領収書だけで合計が1,200万円を超えているからというふうであれば、やはりいろいろ誤解を生じやすい、疑われても仕方ない部分ってあるかもしれないのですが、栃木市行政のそういったものの確認は領収書でよろしいのでしょうか、それともしっかりした金融機関の振込証明書をもって振り込んだ確認をするのか、それ重要だと思います。なぜかと申しますと、過去の調査の中で一部は振り込んだが、残りの金額は現金で渡したとティ・エイチ・エスさんが言ったという話も出てまいりました。それを証明するものがない限り、その一部の振り込まれたものだけの可能性だっただけ疑われてしまう場合がありますので、一体全体その部分、こういったもので問題がなかったのか、ここに限らず全ての補助事業等に対する領収書は振込後、振込明細書をもって証明するのか、それとも領収書をもって証明するのかの確認はさせていただきたいと思っています。

○委員長（内海まさかず君） 行政内部の手続がどのようになっているのかというのも我々は把握しなければいけないと思いますので、これは別立てで、この行政内部の手続というものを明確にしていきたいと思います。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） すみません、余談になりますが、過去の学童のこういった実績の中で1,200万円満額が補助されたことは初のことであるということだけは行政側で確認をしております。それが2年続けて起きたということは事実だということだけは、皆さん知識として覚えておいていただきたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 先ほどの文書請求の中にありました調査報告書、これは黒塗りの取れていたものがお出されております。お手元の2の1の資料になります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 私が勝手に経緯と時系列的に並べた、この出てきた資料が日にちがばらばらだったりするので、それをなるべく日にちを追って整理したものがこの2枚の資料ですけれども、藤岡校と岩舟校に分けてありますけれども、疑問点というところで藤岡校の改修には疑問点、備考というところに私が感じたところを書いておきました。これ全部言いますか。

○委員長（内海まさかず君） 取りあえずお願いします。

○委員（白石幹男君） まず、藤岡校ですけれども、令和4年4月13日にタヌマ内装が請求書出しているのですけれども、ですから請求書を出しているということはもう作業が終わっているということだと思いますけれども、この内装を、最初にやる作業なのか、その後中の改修をやるというところで、順番的にこれがいいのかどうかというのは疑問に思いました。

あと、令和4年5月に赤坂解体工業が解体をやっているのですけれども、何を解体して、これは本当に学童保育をやるに当たって必要な作業だったのか、一部返還させられたというところがありますよね。板倉校の部分も交ざっていたというので、それは請求に当たらないということで、行政のほうでもやっているようですけれども、これ自体が本当に学童をやるのに必要だったのかというのが疑問です。

シンアイさんが5月31日に見積書を出して、その後作業に入っていると思うのですけれども、この時点で藤岡の学童はやると、委託は受けていないけれども、やるということでしたよね。この令和4年度は、いつから学童を開始したのかというところですね。行政側としては、半年間ぐらいは様子を見ないと次の委託に結びつきませんよというようなことを言っていますので、そこら辺の学童の開始時期というか、本当にやったのか、改修しながら本当にやれたのかどうかというところですね。

あと、先ほど領収書に印紙がないと、さっき副委員長が言っていましたけれども、領収書に印紙が貼っていないので、そういうのでいいのかなというのと、そういうところですか、あと一番下、学童保育補助金の交付申請についての書類というか、どういうものを申請に必要なのだというのがあるのですけれども、そこには交付申請書、これは押印が必要、事業計画書、あとは収支予算書、収支決算書、事業実績書、交付請求書、これも押印が必要ですよとあって、令和5年3月31日までに整備完了ということが条件になっています、交付を申請するに当たって。裏に行ってよく見ると、交付請求書というのはこの資料の中にはないのです。だから、本当は交付請求書を出さなくてはならないのかなというふうに思うのだけれども、そこら辺はどうなっているのかなと。あと事業計画書もないです。そんなところ気がついたというところですね、藤岡校については。

岩舟校については、これは申請は順番どおりに、まだ始まっていないから順番どおりに申請しているみたいですが、真ん中辺り5月9日、交付決定通知書というのがあって、その交付条件として交付要綱に該当する環境の整備、令和7年度に利用者数の目標を達成できるように努力する。上記に違反した場合は、補助金の一部または全額返還という条件がついているのです。岩舟校の場合は、もう令和7年度は事業廃止しておりますので、これは上記に違反していると言ってもいいのではないかなと。2番目の令和7年度に利用者数の目標を達成できるように努力する、努力した結果、最終的には事業廃止ということですから、これは全額返還に当たるのではないかなとと思っているのですけれども、これはどうなのでしょう。

あとは、11月30日のTechDesign（株）の請求書で、テーブルとかデスクトップとかノートPCとかを買っているのですけれども、本当にこれ学童保育に必要なものなのかなというのを

感じております。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 今の白石委員の質問を補足させていただきたいと思うのですが、Tech Designさんは岩舟のときも藤岡のときも両方絡んでいらっしゃるが、そのとき購入したものがまるで違うと、今白石委員のほうからテーブル、椅子はともかく、パソコンはどうなのだというので、例えばパソコンを4台購入していらっしゃる。これが藤岡のときは購入記録がないのです。岩舟のときになって4台を購入していると、加えて言えば岩舟へ開設するに当たってTech Designさんからコピー機のほうも購入されている。20人定員の学童保育で百六十数万円の複合機型コピー機が本当に必要なのかと、そこまでの性能のものを買う必要があったのか、私はそこが非常に疑問に思えてならない。パソコン4台については、学童の中にパソコン教室みたいなものを開きますということで買ったのだということもあるかもしれませんが、ではなぜ藤岡校を開設するときにはそれを買わなかったのか、まるで整合性が取れていないというところは、購入については目途と金額併せて、これは売った側、買った側の両方のご意見をお聞かせ願いたいところだと強く感じております。

○委員長（内海まさかず君） 疑問点がたくさんありますので、これを整理しなければならないのですけれども、ちょっとここで整理する時間を取ります。暫時休憩をして、その中で、この場で皆さんでちょっと整理していただきたいと思っておりますので、整理をお願いいたします。暫時休憩の後、また審議に戻ります。

今から暫時休憩いたします。

（午後 2時28分）

○委員長（内海まさかず君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 3時25分）

◎調査方法の整理について

○委員長（内海まさかず君） 休憩中に皆様のご意見を伺った中で、疑問点を明確にしていかなければならないというふうに感じております。その内容というものが行政内のやはり手続ですね、補助金に関する。これを明確にしていく必要があると思います。それには会計課、財政課の方からの聞き取りが必要であろうというふうに思います。そして、現場の不正な交付があったことに対する担当課での調査、これの資料の原本を取り寄せる必要があると、そして八州苑の状況というものも我々は確認していかなければならないだろうと、あともう一つ、群馬県や板倉町に確認というものも必要であろうという意見がありました。それと、民間への資料請求、これも行っていかなければいけないというふうになりました。

まず、資料請求のほうから行きましょうか。資料請求としては、第1回目の会議で議決を私が忘れてしまった部分の議決をしたいと思います。資料請求をするということで、まず1点目は内部通報、相談記録等を出していただければというものが1回目ありましたので、これを出してもらうことについて皆様の、これ一遍にやりましょうか。1個ずつ。

お諮りしたいと思います。内部通報の記録を出していただくことにいたしますので、執行部に対して記録の提出を求めることとし、提出期限は10月8日水曜日、1週間後としたいと思います、皆様ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

そして、2点目といたしまして、前回忘れていたのが小平委員からありました都市計で話し合いをして承認をもらっているということだということで、この確認の記録の提出を求めることとしますが、提出期限に関しては10月8日水曜日、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） あと、こども未来部に対しまして、現場の写真、担当課で行った調査の資料を請求、原本の請求をしたいと思います、これも10月8日までとしたいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「確認をさせてください」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 原本についてはカラーで、施行前、施行後と対比ができる資料をお願いしたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 写真に関しては、もう前回のときにかけていますので、その催促をするとともに、担当課で調査した補助金の使われ方について調査した資料の請求、10月8日水曜日にしたいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） カラーをお願いすることにいたします。これが先ほどありました資料に関する部分だと思います。

続きまして、行政の手続ということで、これは証人喚問でやるべきことなのかな、参考人かな、ちょっと皆様にご協議お願いしたいのですけれども、先ほど会計課や財政課に対して補助金に関する手続の在り方についての聞き取りを行うというものに関して、参考人であるのか証人喚問であるのか。

〔「説明員の請求」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 説明員の請求でもいい。では、行政内部の手続になるので、説明を求

めるということにいたしたいと思いますが、次回にそれになると思います。日程は後ほど決めますので、その席で説明を求めるといってご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認めます。そのように決定いたします。

多分委員の派遣になるのかなと思いますが、群馬県や板倉町に対しても陽光学園に対する調査を行うということで聞き取りを行いたいと思いますが、委員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認めます。そのように決定いたします。

先ほどの決定についてなのですが、ちょっと再度詳細を詰めたいと思いますので、もう一度お諮りいたします。委員の派遣については、市議会会議規則第104条に基づき、議長に日時、場所、目的及び経費を記載した書面を提出し、承認を得る必要があります。なお、この委員の派遣については、実地調査と呼ばれるものであり、議員が関係者の元に赴いて事情聴取を行うというものになります。派遣の目的は、学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査のためとなり、場所は今のところ群馬県庁及び板倉町役場となります。日程は、先方との調整の上となりますので、委員派遣に関する諸手続については、正副委員長にご一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、次のように決定いたしました。

すみません、ここでちょっと暫時休憩させてください。

（午後 3時36分）

○委員長（内海まさかず君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 3時40分）

○委員長（内海まさかず君） 記録の提出の追加を行います。

1つは、内部通報記録及びその後の対応に関する資料です。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 内部通報及びその後の対応及びそれに関する一切の資料の提出を栃木市に求めることといたします。期限については10月8日といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） それでは、またもう一つ、学校法人陽光学園ひまわり学童クラブの財

務状況を明らかにするために必要でありますので、学校法人陽光学園の清算人である佐山和章氏に対して、学校法人陽光学園の財務記録及び八州苑の取得に関わる経緯についての記録の提出を求めることとし、提出期限については2週間後、10月16日木曜日といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認めます。

以上、先ほどありました記録の提出請求に関する手続につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたします。

資料等については、出てきた場合は速やかに皆様にお送りいたしたいと思います。

続きまして、委員の派遣についてお諮りいたします。委員の派遣につきましては、市議会規則第104条に基づき、議長に日時、場所、目的及び経費等を記載した書面を提出し、承認を得る必要があります。なお、この委員の派遣については、議員が関係者の元に赴いて事情聴取を行うものとなります。派遣の目的は、学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査の八州苑の取得状況及び現在の状況、補助金との関わりの部分になると思います。場所は栃木県庁とし、日時は先方と調整の上となりますので、委員の派遣に関する諸手続については、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

ここでお諮りいたします。次回の会議を決めたいと思います。次回はいつにいたしましょうか。資料請求は10日が期限だと。

〔「8日」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 8日か、では8日にするか。でも8日に出てくるのだから9日にするか。皆様、10月9日木曜日なのですから……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ちょっと暫時休憩いたします。

（午後 3時46分）

○委員長（内海まさかず君） 会議を再開いたします。

（午後 3時50分）

○委員長（内海まさかず君） 次回の委員会を10月10日午後2時から行いますので、皆様ご参集お願いいたします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 10日の会議の内容は、行政内部の手続ということで、関係課と思われ
ます財政課、会計課、また補助金に関する手続にもしも他の課も絡むようである場合には、その課
も説明を求めたいと思います。次回10月10日14時、皆様ご参集ください。

◎閉会の宣告

○委員長（内海まさかず君） 以上をもちまして本日の会議を終了いたします。
お疲れさまでした。

（午後 3時51分）